

# クラブ規程

第1条 この規定は、本連盟の登録クラブに関することを定める。

第2条 本連盟の登録クラブ（以下、単に「クラブ」という。）は、次の4種類に分ける。

- (1)地域クラブ
- (2)学校クラブ
- (3)職域クラブ
- (4)専門クラブ

第3条 地域クラブは、各支部内において地理的結合に基づいて結成されているクラブをいう。

第4条 学校クラブは、各種の学校において結成されたクラブをいう。

第5条 職域クラブは、会社、団体又はその一事業所を単位として結成されたクラブをいう。

第6条 専門クラブは、専門的な結合によるクラブ又は地域・学校・職域クラブに属さないクラブをいう。

第7条 クラブは、その所属する支部において管轄する。但し、学校・職域・専門クラブで2支部以上にまたがるときはその主たる事務所のある支部において管轄する。

第8条 地域クラブ及び学校クラブの構成員数は、各支部の実状に応じ、各地方本部の定めるところによる。

2 職域クラブ及び専門クラブのクラブ構成員は、原則として10名以上でその構成員の3分の1以上が会員でなければならない。

第9条 クラブ代表者及び連絡者は、正員でなければならない。

2 地域クラブの代表者は、成年者で、かつ、他のクラブ代表者を兼任していないものであること

第10条 各クラブは、連盟の周知事項について優先的に連絡を受けることができる。

第11条 クラブが登録申請をする場合は、所定の様式に必要事項を詳細に記入し、支部長を経由して地方本部長に提出しなければならない。

第12条 地方本部長が登録を承認したときは、その旨をクラブに通知するとともに、各1部を地方本部及び連盟事務局に保管するものとする。

第13条 クラブ代表者、連絡者及び事務所を変更したクラブは、第11条に準じその旨直ちに届出なければならない。

第14条 クラブの登録有効期間は、通常選挙の行われた年の翌年4月までとし、4月に支部の指示に従って登録更新をするものとする。

2 前項の登録更新のとき、更新届出のないものは、1箇月間の猶予期間を経て登録を取り消すものとする。

第15条 社団会員として入会していても、本規程によりクラブ登録の手続きを経なければ、本規程は、適用されないものとする。

第16条 クラブ登録及び本規程第13条の変更事項は、連盟のWebで発表する。

第17条 クラブの構成員の中に本連盟を除名された者が含まれるときは、地方本部長は、その旨クラブに通知し、クラブ構成員から除くことを要求することができる。

第18条 本連盟定款・規則類及び本規程に違反する行為があり、会長及び地方本部長の勧告に従わないクラブは登録を抹消するものとする。

第19条 本連盟とクラブは、相互に経済的負担は有しないものとする。

第20条 地域クラブに関し、本規程に定める以外のクラブの活動および運用について、必要がある場合は、地方本部で定めるものとする。

2 クラブは、連盟、地方本部及び支部の行事に協力するものとする。

#### 附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。